

第 2 部 第 5 次堺市障害者計画

I 地域生活の支援及び地域生活への移行に向けた支援、相談支援体制の充実・強化と人材の確保

1) 意思の形成段階を含めた意思決定支援

- 意思の形成及び表明段階を含め、自ら意思を決定することに支援が必要な障害者等が、希望する暮らしや必要な障害福祉サービス・支援等が選択できることが重要であり、意思決定を支援する取組を進めていく必要があります。
- 特に、知的障害や精神障害などで自己決定に困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう、障害者本人が安心して自由に意思表示できるよう意思決定支援が必要であり、その取組を進めます。
- また、意思形成を含めた意思決定支援を担う支援者として、相談支援専門員等が期待される役割が大きく、大阪府が実施する予定としている相談支援専門員等に向けた意思決定支援に関する研修と連携するなど、その取組を進めます。

2) 施設入所者の地域生活への移行・入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築

- 本市において、令和5（2023）年3月時点で、約430名の方が障害者支援施設にて生活されており、入所者の高齢化・重度化や入所期間の長期化に加え、「実態調査」では、障害者支援施設の老朽化も課題として見られました。
- また、障害者施策の変遷にともない、それまでの施設入所を中心とした支援のあり方から、地域での生活を中心とした支援のあり方へと変化し、さらに、障害者支援施設からの地域移行の考え方も明確なものとされました。
- これまで、本市において、障害者入所施設からの地域移行に向けた支援は、障害者基幹相談支援センターに設置している地域移行コーディネーターが、障害者入所施設や地域相談支援事業者等との連携調整を図り、その取組を進めてきました。

- 今後も継続して、地域生活への移行の取組を進めていくためには、障害者本人に関わる支援者が一体となって丁寧に意思決定支援を行うことが重要であり、また、障害者本人はもちろんのこと、その家族等、施設職員への情報提供やその理解促進が重要です。そのため、障害者本人及びその家族等、施設職員等を対象とした研修等の取組を進めます。
- あわせて、地域への移行後の生活が継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備し、また、地域で安心して生活するための「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図ります。
- また、本市において、令和4（2022）年6月時点で、約1,450人の方が精神科病院に入院しており、そのうち、約860人は長期入院（入院期間が1年以上）となっています。
- 地域移行コーディネーターが、精神科病院や地域の相談支援事業者等との連携のうえ、入院中の精神障害者のニーズも確認し、院内茶話会等の地域生活への移行に向けた支援を行ってきました。
- 今後も、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援を進めます。また、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る協議の場を活用し、入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けた支援体制の構築も進めます。

3) 多様な暮らし方、暮らしの場の整備・確保

- 障害者が安心して、自分らしく地域で生活を送るためには、さまざまな暮らし方が保障され、また、さまざまな暮らしの場が確保されることが重要です。
- 「実態調査」によれば、90%以上の方が自宅で生活されていますが、療育手帳所持者では、グループホームにて生活している人の割合が7%弱と、他の障害のある人に比べて多くなっています。
- 療育手帳を所持している人では、医療的ケアへの対応も含めて、グループホームの増加への希望が多くみられます。また、精神障害者保健福祉手帳を所持している人や自立支援医療（精神通院）を受給している人では、一般住宅への入居に向けた支援の希望が多くみられます。
- 今後も、医療的ケアを有する人や強度行動障害を有する人などにも対応できるグループホームの整備・拡充を図ります。あわせて、居住支援協議会等とも連携しながら、「住宅セーフティネット法」などを踏まえ、障害者の住居確保への支援を行います。
- さらに、地域で安心して生活するための「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図ります。ま

た、精神障害者やその家族等が地域で安心して生活を送れるよう、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

4) 障害者やその家族等への相談支援体制・ネットワークの充実・強化

- 障害者が安心して地域で生活を送るためには、さまざまなサービスや支援を必要とする場合、そのサービスへつなげるためのきめ細かい調整・コーディネートなどの相談支援が必要となります。相談支援は、障害者やその家族等が地域で安心して生活を送るための入口の支援で、その役割はとても重要です。
- 本市においても、平成24(2012)年度より、各区に障害者基幹相談支援センターを設置し、また、健康福祉プラザに総合相談情報センターを設置し、相談窓口のワンストップ化と総合的・専門的な相談支援体制の充実を進めてきました。障害者基幹相談支援センターを区域の中核に、総合相談情報センターを市域の中核とし、地域の相談支援事業所や専門機関等との連携調整を図り、相談に迅速・柔軟に対応できる体制の充実・強化、ネットワークの充実・強化を進めています。
- なお、障害者基幹相談支援センター及び総合相談情報センターを設置し、10年が経過したため、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけて、障害者施策推進協議会の下に、「地域で障害者やその家族等を支える相談支援のあり方専門部会」（略称：あり方専門部会）を設置し、障害者相談支援のあり方について、計5回の協議を行いました。
- 「あり方専門部会」では、障害者等の増加、障害者等のニーズの多様化を受けて、障害者基幹相談支援センターが期待される役割が年々大きくなっており、人材の確保・育成を含めて、その体制の充実・強化が急務であることが課題としてあがりました。また、地域の相談支援事業所においても、いわゆる「1人事業所」が多く、また、相談支援専門員においては、他業務との兼務の多さが課題としてあがりました。
- 今後も、地域の主任相談支援専門員との連携のもと、障害者基幹相談支援センターが中心となり、相談支援専門員同士が横のつながりを持ち、一人で抱え込まないよう、相談支援専門員の人材育成、ネットワークの構築に取り組みます。
- また、「実態調査」によれば、自宅・地域で生活するために希望するサービスや支援として、「自分のことを理解し、継続的にかかわってくる人の確保」が34.3%、「身近な地域において、困ったときに気軽に相談できる体制の整備」が33.2%となっています。

- 困ったときの相談相手としては、「家族や親せき」が75.3%と最も多くなっており、「障害者基幹相談支援センター」は2.1%、「相談支援事業所などの民間の相談窓口」は3.7%、「区役所などの行政機関」は7.1%となっています。
- また、相談支援サービスを利用する人が増えていくために必要なこととして、「年齢や障害種別にこだわらず、総合的な相談支援を受けられること（相談支援のワンストップ）」が45.4%と最も多くなっており、続いて、「多くの市民が相談支援事業所やその役割を認知していること」が23.5%、「多くの市民が相談支援のネットワークや仕組み、それらの役割を認知していること」が21.2%、「障害者自立支援協議会で、不足している支援や社会資源の開発・改善していく仕組みを整えること」が20.4%の順となっています。
- これらの結果からも、障害者やその家族等を支える相談支援体制の充実・強化を図る必要があり、年齢や障害種別にこだわらず、総合的な相談支援を行っている障害者基幹相談支援センターが期待される役割が大きく、また、障害者自立支援協議会が担うべき役割も大きなものとなっています。
- また、本市においては、令和6（2024）年度より、社会福祉法に基づく重層的支援体制が整備されます。ここでも、複雑化・複合化した課題の整理・解決に向け、各支援機関との連携のもと、障害者基幹相談支援センターが求められる役割・機能がさらに大きくなります。
- そのため、障害者基幹相談支援センターの体制強化をはじめ、障害者自立支援協議会の機能強化などに取り組み、地域で安心して生活を送るよう、相談支援・ネットワークの充実・強化を図ります。

5) 地域生活を支える人材の確保・育成

- 障害者が安心して地域で生活を送るためには、さまざまなサービスや支援を必要とする場合、そのサービスを担う人材の確保・育成は重要な課題であり、また、医療的ケアの必要な人、強度行動障害のある人など、障害特性に応じた専門性も求められています。
- 「実態調査」においても、サービス種別を問わず、「人材の確保・育成」を課題としてあげる法人・事業所がとて多くなっています。
- 本市においては、大阪府等との合同求人説明会の共催や新任相談支援専門員向けの連続勉強会等の開催など、人材の確保・育成に向けた取組を行っています。

- また、令和3（2021）年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケアを必要とする児童やその家族が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、支援の充実が求められています。
- 本市においては、人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等の支援を総合調整する「医療的ケア児等コーディネーター」を養成しています。
- また、強度行動障害を有する人への支援については、令和4（2022）年には、国において、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」が設置され、令和5（2023）年3月には、その報告書が公表されました。ここでは、「支援人材の専門性の向上」や「支援ニーズの把握と調整機能のあり方」など、今後の基本的な方向性がまとめられています。
- 本市においては、引き続き、大阪府が実施する「強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）」と連携し、その人材の確保・育成を進めます。また、令和元（2019）年度より、障害者自立支援協議会の下に、「強度行動障害支援ワーキング」を設置し、その支援のあり方等について、継続的に審議を進めてきました。その審議結果をふまえ、令和6（2024）年度中に、大阪府との連携のもと、強度行動障害を有する人に対する支援体制を構築し、人材の確保・育成を進めます。
- 今後も、障害者が安心して地域で生活を送るにあたって、さまざまなサービスや支援を担う人材の確保・育成の取組を進めます。また、障害特性に応じた専門性を有した人材の確保・育成の取組を進めます。さらに、国に対して、適切な人員配置基準の見直しやそれに見合う報酬単価の設定を働きかけます。

6) 防災及び防犯対策の推進